

が如し。

2、要求の内容

要求月日 昭和九年一月二十九日

要求事項

- 一、現在支給賃金を二、三割引上ぐること
- 二、一日使用人員を増加すること
- 三、要求事項協議に就き集合したるため労働者の現場始業時刻に遅刻したる一時間に對する歩引賃金を支給すること

3、應援團体

直方市筑豊労働組合 主事 橋 誠 又一郎  
日本石炭坑夫組合 主事 宮 崎 太 郎  
粕屋郡某労働組合員 一名

5

一〇、市當局との交渉經過

法人協調會福岡出張所

一月二十九日午前六時二十分迄に當日出役の目的を以て職業紹介所に出頭労働手帳を提出したる百七十名及提出せざるもの約二十名余は前記應援團體代表者の指揮或は威嚇に依り同市飯塚橋下穂波川原に集合前記要求内容に就き協議練込時刻六時三十分を過ぐるも職業紹介所の練込に應ぜざるを以て同所は之を警察署に通報し解散命令方を依頼したる處警官現場到着前に代表者連同所に至り市長に面談の上に非らざれば就労せずと稱して。

「近來使役人員激減し四日に一日位の一人當り出役状況にして此の狀態を以ては舊曆年末も迫り年越の費用にも窮するを以て一人當り就労日數を増加するか或は「アフレ」たる日の埋合せをなす意味に於て賃金單價を三割程度引上ら